玉 島 商 工 会 議 所 ショーケース展示規程

- 1. 本規程は玉島商工会議所のショーケースについて定める。
- 2. 掲載資格は原則として会員とする。
- 3. 展示内容は事業、商品等の広告宣伝を目的とし、公序良俗に反するもの、危険物の陳 列は禁止とする。
- 4. 1スペースの大きさは次の通りである。

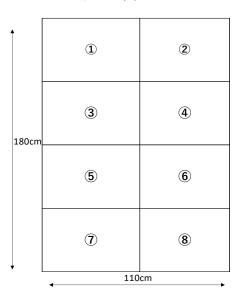
縦 45cm 横 55cm 奥行 30cm

- 5. 募集については商工会議所でのチラシ配布、ホームページ、メールマガジン等を使って行い、複数の申込があった場合は抽選にて展示する事業所を決定する。
- 6. 貸出については毎年4月1日から3月31日(陳列・撤去も含む)の年間契約とし、原則1事業所1箇所のみの貸出とする。万が一、陳列物を貸出終了日までに撤去されない場合は商工会議所で撤去し保管する。1カ月が経過しても引き取りがない場合、陳列物は処分する。
- 7. 料金は次の通りとする。契約期間中に解約を申し出た場合でも途中返金は行わない。

■料金表

種別	貸出料金
	年間契約
棚番①②⑦⑧	2,000円
棚番3456	3,000円

■ショーケース図



- 8. ショーケース貸出の申し込みは別紙申込書による。
- 9. 陳列・撤去作業については各事業所で行う。また作業を行う際は必ず商工会議所職員 へ報告する。
- 10. その他規定に定めない事項については事務局長がこれを決定する。 本規程は令和3年7月27日から実施する。